



「薬袋（神仙消毒丸）」（佐川家文書〔大島町〕651）

いやす
なおす
たもつ文書館資料にみる
病気・医療・健康

17

身を保つ⑤

人々の健康を守った売薬（置き薬）

〔伊佐売薬〕

江戸時代、配置売薬という形で民間に薬が普及していきました。「先用後利」と呼ばれる販売方法で、あらかじめ得意先に薬を置いておき、次回訪れた時に使った分だけ支払う、というものでした。これにより、交通の便の良くない地域へも薬が届けられるようになりました。

全国的には富山、大和、近江、田代（佐賀）などが有名でしたが、萩藩でも伊佐（美祢市）の売薬が藩内のみならず、他藩へも商圈を広げるほど盛んでした。他国の売薬業者との激しい競争もあったようですが、最盛期には、関東まで販路を拡大しています。

しかし、明治以降、西洋医学重視の政策により、売薬に対する取締りが強化されて行きます。明治3年（1870）に「売薬取締規則」が公布され、薬については大学東校（現東京大学）で検査を受け、売薬業には免許が必要となり、それまで使われてきた「家伝」「秘伝」などの称を用いることは禁止となりました。

また、明治10年の「売薬規則」により売薬業者には営業税、鑑札料の支払いが義務付けられ、さらに明治15年の「売薬印紙税規則」により売薬には必ず定価を付記し、その1割の印紙税の支払いが義務付けられました（上の写真の薬袋にも印紙が貼られています）。

訪問時に期限の切れた薬を新しい薬と入れ替える販売方法をとってきた売薬業者に大きな打撃を与え、廃業に追い込まれる業者も多く出ました。近代化に成功し、薬の一大産地として発展していく地域がある一方、伊佐の売薬はその流れに乗ることができず、昭和18年を最後に営業を終了しました。

～置き薬あれこれ（薬の名）～

売薬には、「○○湯」、「○○散」、「○○丸」などの名称が付けられたものが多くあります。「湯」は煎じて飲む煎薬に、「散」は粉薬である散薬に、「丸」は散薬を丸めて飲みやすくした丸薬に付けられました。



伊佐売薬の厚袋で、薬はこの中に入れられ、紐を通し、柱などにつるされました。使用した分だけ代金が支払われましたが、裏に数量記入欄が印刷してあります。

（一般郷土史料 1267）

いつもそこにある安心感

置き薬は居間の柱にかけられたり、紙製の引き出しに納められて、いつも身近な所に置かれていました。これらの収納用の袋（厚袋）はそれ自体、宣伝のための媒体で、時代の変化をうつつしています。



ネーミングやデザインの工夫

置き薬はできるだけ使用してもらえよう、ネーミングやパッケージのデザインに工夫が凝らされています。中には類似商品なども作られることがありました。



薬屋さんのお土産

薬屋さんは紙風船、ゴム風船などの、お土産をプレゼントしてくれました。風船の他に、左のような台所に貼る火の用心の札も定番でした。「食い合わせ」などが印刷され、健康に関する知識の普及に一役買いました。

